

訪問入浴介護事業所

セルフエック表

(よりよい事業所を目指して・・・)

記入年月日 平成 年 月 日

事業所名

事業所番号

記入者名

職名

氏名

連絡先電話番号

◎評価上の留意点1										
○ 実施できている △ 実施できているが不十分 × 実施できていない で区分し、△及び×の項目については、その対応方法について具体的に記入し、問題点を明らかにすること。										
◎評価上の留意点2										
評価項目のうち、具体的ケースのないものについては、該当なしと記載し、P8の評価区分の母数から除くこと。										
項目	評価項目					評価結果				
			常勤(人)		非常勤(人)		○	△	×	
人員基準	訪問入浴介護従業者	資格	常勤(人)		非常勤(人)					
			専従	兼務	専従	兼務				
		看護職員								
		介護職員								
	サービスの提供量に応じて、必要な員数を確保しているか。									
	管理者	常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。								
兼務している場合、同一敷地内等になっているか。										
兼務の事業と職種名を記入										
設備基準	事務室等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。また、利用の申込の受付・相談等に対応できる適切なスペースを確保しているか。								
		浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。								
	備品	サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。								
運営基準	内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行っているか。								
		サービスの内容及び利用料金等について利用者の同意を得ているか。								
		重要事項説明書には利用者の署名・捺印をうけているか。								
		重要事項説明には次の内容が記載されており、その内容はわかりやすいものとなっているか。								
		・運営規程の概要								
		・訪問入浴介護従事者等の勤務体制								
		・事故発生時の対応								
		・苦情処理の体制(保険者及び愛知県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口も記載されているか。)								
		・その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項								
サービスの提供開始について、利用者と契約書を交わしているか。										
小 計 (16 項目)										

項目	評価項目	評価結果			
		○	△	×	
運 営 基 準	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒否したことがないか。(正当な理由の例:事業所の現員では対応できない。利用申込者の居住地が実施地域外である。適切なサービスを提供することが困難である。)			
	サービス提供困難時の対応	利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合、居宅介護支援事業者への連絡や適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。			
	受給資格等の確認	被保険者証により受給資格等を確認しているか。(確認事項:被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等)			
	受給資格等の確認	被保険者証に認定審査会の意見がある場合その意見に配慮してサービスを提供しているか。			
	要介護認定の申請に係る援助	利用者の意思を踏まえ、必要な援助を行っているか。(必要な援助とは:要介護認定等を受けていない場合は、すでに申請が行われているか確認する。利用申込者の意思を踏まえ申請を促す等。)			
	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。			
	居宅介護支援事業者等との連携	居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を密にしているか。			
	居宅介護支援事業者等との連携	サービスの終了に際して利用者、家族に適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を密にしているか。			
	法定代理受領サービスを受けるための援助	居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届けていないため、現物給付を受けられない利用者又は家族に対し、現物給付を受けるための手続きの説明を行っているか。			
小 計 (9 項目)					

項目	評価項目	評価結果			
		○	△	×	
運 営 基 準	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画書(1)(2)、週間サービス計画表、サービス提供票、サービス提供票別表が居宅介護支援事業者から交付されているか確認し、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。			
	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っているか。			
	指定訪問入浴介護の取扱方針	利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止等に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。			
	指定訪問入浴介護の取扱方針	常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。			
	指定訪問入浴介護の取扱方針	懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等(入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点等)について、理解しやすいように説明を行っているか。			
	指定訪問入浴介護の取扱方針	介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。			
	指定訪問入浴介護の取扱方針	1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としているか。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で(その時期は適切か)行っているか。			
	指定訪問入浴介護の取扱方針	サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。			
	小 計 (8 項目)				

項目	評価項目	評価結果			
		○	△	×	
運 営 基 準	指定訪問入浴介護の取扱方針	消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させているか。			
	指定訪問入浴介護の取扱方針	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。			
	身分を証する書類の携行	訪問入浴介護従業者は、身分を証する書類を携行し、求められた場合提示しているか。			
	身分を証する書類の携行	身分を証する書類に事業所の名称(押印もあることが望ましい。)、訪問入浴介護従業者の氏名が記載されているか。(職能の記載及び写真の貼付もあることが望ましい。)			
	サービス提供の記録	サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、費用その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。			
	サービス提供の記録	サービスを提供した際には、具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。			
	利用料等の受領	償還払サービスを提供した際に、利用者から受ける利用料の額と居宅サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。			
	利用料等の受領	通常の事業実施地域内でサービス提供を行う場合、交通費の支払いを受けていないか。			
	利用料等の受領	1割相当額の支払又は償還払による支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費及び利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用以外の支払いを受けていないか。			
小 計 (9 項目)					

項目	評価項目	評価結果			
		○	△	×	
運営基準	領収証の交付	利用料等の支払いを受けた際、利用者に対し領収証を交付しているか。			
	領収証の交付	領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。			
	保険給付の請求のための証明書の交付	償還払いとなる利用者に対しサービス提供証明書の交付を行っているか。			
	緊急時の対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置(連絡体制・連絡方法の整備、マニュアル等の作成)を講じているか。			
	緊急時の対応	緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。			
	事故発生時の対応	サービスの提供により事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の体制をとっているか。			
	事故発生時の対応	サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。(保険加入等しておくことが望ましい。)			
	事故発生時の対応	事故が生じた際には事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。			
	小 計 (8 項目)				

項目	評価項目	評価結果			
		○	△	×	
運 営 基 準	苦情処理	苦情処理について必要な措置を講じているか。(処理体制の整備、重要事項説明書への記載、掲示等)また苦情を受け付けた場合には苦情の内容等を記録しているか。			
	苦情処理	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。			
	掲 示	事業所の見やすい場所に重要事項等の掲示を行っているか。(運営規程の概要、従業員の勤務体制、苦情処理体制、事故発生時の対応、利用料、その他のサービス選択に資すると認められる重要事項)			
	秘密保持等	従業員は、正当な理由がなく利用者や家族の秘密を漏らしていないか。また、利用者のプライバシーに係る文書等を適切に管理しているか。			
	秘密保持等	利用者又はその家族の秘密保持のために必要な措置を講じているか。(必要な措置の例:職員雇用時の取り決め等)			
秘密保持等	サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合は、文書により利用者又はその家族から同意を得ているか。				
管理者の責務	管理者は当該事業所の従業員の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行っているか。				
管理者の責務	管理者は従業員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。				
小 計 (8 項目)					

項目	評価項目	評価結果			
		○	△	×	
運 営 基 準	運営規程	運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に記載されているか。 【内容；事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、サービスの利用に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、その他運営に関する重要事項】			
	勤務体制の確保等	訪問入浴介護従事者について勤務の体制が明確になっているか。(就業規則、雇用契約書の作成等)			
	勤務体制の確保等	日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にした月ごとの勤務表を作成しているか。また出勤簿、タイムカード等により出勤状況の確認が可能となっているか。			
	勤務体制の確保等	従事者の資質向上のため研修の機会を確保しているか。			
	衛生管理等	従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。(身体、制服等の検査、衛生教育、使い捨て手袋の使用、健康診断の受診、衛生マニュアル等の作成)			
	衛生管理等	事業所のサービスに用いる浴槽その他の設備及び備品について衛生的な管理を行っているか。(設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)			
会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護事業とその他の事業とに区分して会計処理しているか。				
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。				
記録の整備	利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存しているか。(記録の種類；提供した具体的なサービスの内容等の記録、事故及び苦情等の内容の記録等)				
小 計 (9 項目)					

項目	評価項目	評価結果			
		○	△	×	
介護給付費の算定及び取扱い	基本的事項	訪問入浴介護費に係る所定の単位数表により算定しているか。			
	基本的事項	単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた時に、端数を切り捨てているか。			
	基準額の算定	事業所の看護職員1人及び介護職員2人がサービスを行った場合に算定しているか。			
	身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員3人が、サービスを行った場合は、所定単位数の95/100で算定しているか。			
	清拭又は部分浴の場合の算定	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の70/100で算定しているか。			
	特別地域訪問入浴介護加算	厚生大臣が定める地域(離島振興対策実施地域等)に所在する事業所の従業者がサービスを行った場合、所定単位数の15/100を所定単位数に加算しているか。			
	サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間に訪問入浴介護費を算定していないか。			
	小 計 (7 項目)				
	総 計 (74 項目)				
	※()内は、該当なしと記載した項目数を除いた項目数を記入し、評価区分を決定する。		○の数	※() /74	
Aランク 90%以上 Bランク 70%以上 Cランク その他		評価区分 A B C			